

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

浜中町立霧多布中学校 令和5年度（2023年度）

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達の中のSNSを通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

霧多布中学校  
いじめ防止基本方針  
の概要

いじめの相談や情報をもとに適切な措置が行える体制づくりや生徒が自分ごととしてとらえ、自ら活動できる集団づくり、教育活動全体を通して規範意識や集団の在り方の学習を深め、いじめ防止に努める。

霧多布中学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

いじめの防止や早期発見・解消、いじめに対する措置を講ずる役割として、いじめ防止対策推進委員会の設置、教職員の校内研修、生徒の主体的な活動を通して、「いじめ根絶」への取組を行っている。生徒理解の情報交流、生徒会活動、道徳科、人権教室等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の霧多布中学校のいじめ対策組織担当は、教頭 寺田です。

連絡先0153-62-3241（学校代表電話）

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

A2 「学校いじめ対策組織」等の判断により、いじめを受けていた生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 <a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） （メール）	011-612-5030 <a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
浜中町教育委員会電話相談（電話）	0153-62-2249 （指導室）	祝日・年末年始を除く平日 8時30分～12時 13時～17時15分
浜中町教育委員会（緊急時対応電話）	0153-62-2488	（緊急時の電話応対）

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター

## 霧多布中学校いじめ防止基本方針について

- 平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、9月28日に施行された。
- 同年10月11日に文科省から「いじめの防止等のための基本的な方針」（基本方針）が示され、いじめを防止するために必要な対策を講じることが学校に求められている。
- 平成29年3月14日に同法の一部改定と「『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の策定」が行われ、いじめの定義と認知の在り方が、より具体的に示された。
- 「いじめ防止対策に向けた学校運営」に直接関わる条文
  - ・第22条～学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を立ち上げ、教職員の他、心理福祉士等に関する専門的な知識を有する関係者により構成する。  
＜専門的な知識を有する関係者＞  
臨床心理士、児童相談所相談員、スクールカウンセラー、市町村の福祉課職員など
  - ・第23条～「いじめに対する措置」
    - (1) いじめの相談や情報を入手した場合の適切な措置が行えるような体制をつくる。
    - (2) いじめを受けていると思われるときは、事実の有無の確認と設置者へ報告する。
    - (3) いじめをやめさせ、再発防止を図るためのいじめを受けた児童生徒への支援といじめを行った生徒、保護者への指導助言を行う。
    - (4) いじめを受けた生徒等が、安心して教育を受けられるようにするため措置を講ずる。
    - (5) 双方保護者同士に争いが起きないようにするための必要な措置を講ずる。
    - (6) いじめが犯罪行為及び、生命・身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には所轄の警察署に通報し、適切な援助を受ける。
- 基本的な考え方
  - ・「いじめ防止対策推進法」の基本理念として、第3条「いじめがすべての児童等に関係する問題である」という意識をもって生徒の初期対応や指導に努めなければならない。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定された趣旨も踏まえ、学校は自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても全てを明らかにし、被害生徒や保護者に適切に説明しなくてはならない。

いじめの加害も被害も経験している生徒は、8割以上というデータもあり、いじめ撲滅（防止）には、傍観者も含めて学校全体で取り組む必要性を再確認する必要がある。

また、基本理念第3条の2では、「いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず」と示され、いじめで心の傷を負うのは被害者だけではなく、加害者も傍観者も後悔や葛藤する場面も考えられ、どの子も傷を負うこととなり「すべての児童等がいじめを行わず」安心して学校生活を送ることができるよう取り組む必要がある。

どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得るという実態を考え、『いじめをしない、させない、許さない感性と協調性を育て、温かな学級・学校の風土を醸成する』ことを前提とし、生徒指導の手法である「カウンセリングマインド」や「ピアサポート」などの機能を生かしながら、様々な機会に全校で取り組みを進める必要がある。

また、ICT機器の急速な普及を鑑み、インターネットやSNSを通じて行われるいじめや流行性感染症（新型コロナウイルス感染症等）の罹患・濃厚接触者等への偏見・差別、重大事態への対処、学校評価等様々な方法で対応していかなければならない。

特に、特別活動、道徳教育、生徒会活動、学校行事、また外部資源の活用を通じて自尊感情や自己有用感、思いやりの心、協調性の育成を図る教育活動に努めていきたい。

## 1. 霧多布中学校のいじめの定義といじめに対する基本認識

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (2) 基本認識

「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ生徒はいない。」また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

学校においては、すべての生徒が安心して過ごせる学校を目指し、いじめ問題を隠さず、いじめ問題と正面から向き合い、適切な実態把握や問題解決に向けた判断力と行動力を発揮し、保護者・地域と協力しながらいじめの未然防止及び早期発見・早期解決を図る。

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- ②いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通します。
- ③いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努めます。

## 2. いじめ防止のための対策の基本となる事項

### (1) いじめの防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子ども達の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ①生徒がいじめ問題を自分ごととしてとらえ、自ら活動できる集団づくりに努める。
  - ア、生徒会活動（例：1年間の活動スローガンと共にいじめ防止のスローガンを作る）
  - イ、生徒会活動や青少年健全育成の標語作り活動を生かして、いじめ防止の標語づくりと標語を作成し、校内外に掲示する。
  - ウ、その他
- ②人権教育、道徳教育、特別活動を通して規範意識や集団のあり方等について学習を深める。
- ③学校生活の悩みの解消を図るため、教育相談や心の相談員、スクールカウンセラー等を活用する。
  - ア、年2回のいじめ調査の実施
  - イ、年2回の教育相談アンケートと教育相談の実施
- ④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、いじめ問題への取り組みの改善充実を図る。
  - ア、学期1回のいじめ対策委員会の開催
- ⑥教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
  - ア、スクールカウンセラーを招聘して生徒指導の技術を身に付ける校内研修を実施する。
  - イ、Q-U検査を実施し、その分析と対応について全教職員で共通理解を図る。
  - ウ、年2回生徒理解研修に努め、生徒の変化の把握や今後の対応について校内研修を行う。
- ⑦行政等の関係機関と連携に努める。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目に届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関と連携を図り、全力で実態把握に努めます。

### ①生徒の声に耳を傾ける。(教育相談アンケート、生活ノート)

＜いじめ調査＞6月、11月      ＜教育相談を通じた聞き取り調査＞6月、11月

### ②生徒の行動を注視する。(チェックリストによる実態把握、ネットパトロール等)

### ③保護者と情報を共有する。(手紙、通信、電話、家庭訪問等の定期連絡、保護者会等)

### ④行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政、警察等の関係機関戸の情報共有等)

## (3) いじめの早期解消

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実認識に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指します。

### ①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

### ②いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

### ③校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

### ④いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

### ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

### ⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

### ⑦必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

## (4) いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、校内委員会の判断のもと加害者生徒に対し出席停止等の必要な措置を行うことができる。なお、いじめ事象のレベルの判断に迷い、生徒に対する措置などの対応判断に迷う場合は、教育委員会等外部機関の助言を仰ぐ。

また、いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

### ①校内研修

ア、年3回、問題傾向や不登校を有する生徒について、生徒理解に努めるための情報交換(現状や指導内容の確認)や共通実践について話し合う。

イ、生徒理解に基づいた様々な生徒指導の技術を研修し、効果的な指導による積極的な生徒指導を具体化する校内研修に努める。

### ②いじめ・不登校防止対策推進委員会の設置

ア、構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(生徒指導部)、養護教諭  
特別支援コーディネータ、該当学年担任、スクールカウンセラー

イ、活動内容

- ・いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ・いじめ防止やいじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒理解を深める
- ・いじめ事案の発生時は緊急開催とする。防止への取組

## 2. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、浜中町教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 浜中町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 3. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する処置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。